

## IV 生活安全領域における組織活動

### 1 教職員研修の充実

#### (1) 危険等発生時対処要領の作成・確認による教職員の共通理解

学校への不審者の侵入事件等突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件発生時の危機管理については、管理職を中心として学校全体で対応に当たる体制を構築しておくことが必要である。

各校においては、緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的内容と実施体制等を定めた危険等発生時対処要領を作成しなければならない。作成に当たっては事件・事故災害の種別によって教職員の担当する任務が大きく異なることのないように留意することが求められる。

危険等発生時対処要領について職員会議や研修会等で、情報交換や意見交換を行うことにより共通理解を深め、教職員一人一人の危機管理意識の高揚を図るとともに、日常における安全対策や不審者侵入及び登下校時における緊急事態発生時の危機管理の対応等について熟知するようにする。

#### (2) 防犯訓練

##### ア 教職員のみでの訓練の実施

実際に不審者の侵入を想定した訓練を実施する場合は、あらかじめ教職員のみで何度か訓練を行い、不審者の対応、避難の方法等の基礎を教職員が身に付けた後、児童生徒等を含めた訓練を行うようにする。

##### イ 避難場所

不審者侵入の場合、必ずしもグラウンドや体育館に避難することが最善とは限らない。

特に、教室で学習中の場合は教室の窓や戸を閉め施錠して、椅子やほうきなどを使用して侵入を防ぐことも考えられる。

##### ウ 不審者への対応

不審者の状態によっても異なるが、不審者への刺激はできるだけ避けるようにする。学校内で不審者を知らせる合図（放送）等をあらかじめ決めておき、児童生徒等へも周知するようにする。

##### エ 警察との連携

充実した訓練をするためには場面設定を工夫することが大切である。警察と連携し、不審者の行動パターン等を考え、適切な場面を設定することで、

訓練を充実させることができる。

また、終了後は検証によって課題を明らかにして、より実効性のあるものへ改善しなければならない。

### (3) 教職員研修の留意点

ア 教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理に関わるようにする。

イ 事件発生時には全教職員が各校の危険等発生時対処要領に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施するようにする。

ウ 学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、定期的に職員会議、学年会議、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して積極的に話し合いを進めるようにする。

エ 全ての教職員の安全に関する知識・技術を向上させるため、学校安全計画に校内研修を位置づけるようにする。

## 2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携

### (1) 保護者への啓発、PTAとの協力

生活安全領域においては、あらゆる生活場面で児童生徒等が発達段階に応じた危険予測・危険回避できるようにするとともに、学校のみならず家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導することが大切である。これらのことを家庭に知らせ、家庭でも同一歩調で指導が行われるよう働きかけ、学校と家庭が同じ認識のもとで指導することが重要である。

生活安全教育に係るPTA活動には以下のようなことがあげられる。

ア 校内外の安全点検や校内への不審者等の侵入防止対策への参加

イ 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域の明示（地図の配布、標識の設置等）

ウ 通学路や遊び場など、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起

エ 地域での犯罪被害防止のための「こども110番のいえ」等の活動の促進

オ 不審者対応パトロールなど学校における安全管理への保護者の積極的な参加

### (2) 地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関、団体との連携を普段から深めておくことが大切である。

## ア 防犯教室

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感が生まれることから、大きな効果が見込まれる。

また、防犯教室等の機会に次のような地域の協力者の参加を得ることで、各関係機関相互の連携にもつながり効果が高い。

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 自治体や民間の関係団体
- (ウ) 保護者や地域の人々で組織する団体

## イ 登下校時の安全確保

通学路の設定、犯罪被害防止、野犬等危険動物の出没、その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡を取り、協力を得る必要がある。

- (ア) 各地域の警察署、消防署、医療機関、府や市町村の関係部局
- (イ) スクールガード・リーダーやスクールガード、保護者等の協力団体
- (ウ) 近隣の学校等

## ウ 校外での学校行事

遠足、修学旅行、持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、次のような関係機関に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。

- (ア) 実施先の各警察署、消防署、医療機関
- (イ) 実施先の各市町村担当部局
- (ウ) 保護者等の協力者

## エ 事件・事故災害発生時

各校の危険等発生時対処要領を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制等を確認しておくことが必要である。

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 近隣の学校等

### (3) 登下校の安全確保における留意点

登下校の安全確保のための緊急対応が必要であると判断した場合は、教職員はもちろん地域の人々、保護者、ボランティア等が連携して、防犯パトロールや児童生徒等の引率等を実施することが必要である。

- ア 安全確保までの児童生徒等の保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。
- イ 地域の人々、保護者、ボランティア、警察署、教育委員会への支援要請を行う。
- ウ 必要に応じ、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

#### (4) 学校の安全を守るための連携

開かれた学校づくりを推進する際には、学校における日常の安全指導の取組を保護者や地域社会に発信し、協力を得ることが大切である。

また、教職員自らが地域社会やPTAの行事等に参加するなど、日常的な連携の積み重ねにより、保護者や地域の人々と情報交換ができるよう心がける。

##### ア 校種間連携

同一地域内の学校が連携を図り、地域全体の安全を確保するための情報交換を積極的に行う。

##### イ 関係機関・団体との連携

警察、PTA、青少年健全育成団体等との連携強化を図り、児童生徒等の登下校時、授業時、部活動時などに、それぞれの学校の実態に応じた安全対策について協力を求める。

##### ウ 地域の団体・個人の支援

学校開放事業で学校施設を使う地域住民、自治会、老人クラブ、子ども会指導者、退職教職員、学校支援ボランティアなど地域の関係団体や個人に対して、学校安全について具体的な協力を求める。

#### (5) 地域との具体的な連携方策

地域の人々に対して積極的に情報提供を行うとともに、関係機関・団体等との情報交換を進め、学校の危機管理について協力を依頼するなど連携を強化する。

##### ア 広報の活用

広報紙等の活用により、学校の安全管理に関する情報を家庭や地域社会に積極的に発信し、協力を呼び掛ける。

##### イ 学校安全のための地域のネットワークづくり

警察、保護者、地域の人々等を含めた学校安全のための連絡会等を開催するなど、危険等発生時対処要領への意見の聴取、不審者情報の収集と共有等に努めるとともに、緊急時には協力要請をスムーズに行えるような体制づくりに努める。

##### ウ 警察や消防等との連携

学校周辺のパトロール、不審者情報の提供、防犯教室、防犯訓練等の指導、救急要請など、安全管理についての支援・協力を依頼する。

##### エ 「こども110番のいえ」の周知

地域で児童生徒等の安全を確保する体制を整えるためにも、「こども110番のいえ」など、児童生徒等の緊急避難場所を地域の人々にも知らせる。